

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第66号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後												
1	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 鉾区税及び固定資産税（第69条—<u>第73条</u>）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 自動車取得税（<u>第73条の2</u>—第73条の5）</p> <p>第2節・第3節 [略]</p> <p>第4章～附則 [略]</p> <p>（県税収入決算報告書）</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 鉾区税及び固定資産税（第69条—<u>第72条</u>）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 自動車取得税（<u>第73条</u>—第73条の5）</p> <p>第2節・第3節 [略]</p> <p>第4章～附則 [略]</p> <p>（県税収入決算報告書）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>（<u>徴税吏員の任命</u>）</p> <p><u>第4条の2 次に掲げる職員（臨時的に任用された職員、非常勤職員、地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の4又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条若しくは第3条の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、条例第4条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</u></p> <p>（1） <u>総務部長の職にある職員及び総務部税務課に勤務する職員</u></p> <p>（2） <u>次の表の左欄に掲げる出先機関（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の職員のうち、それぞれ同欄に掲げる出先機関の区分に応じ、同表中欄に定める職にある職員及び同表右欄に定める職員</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出先機関</th> <th>職</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局</td> <td>局長及び県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長</td> <td>税務部に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局</td> <td>局長及び地域支援部長</td> <td>地域支援部税務室に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合</td> <td>所長</td> <td>県税の賦課徴収に関する</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職	職 員	広域振興局	局長及び県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長	税務部に勤務する職員	広域振興局総合支局	局長及び地域支援部長	地域支援部税務室に勤務する職員	広域振興局総合	所長	県税の賦課徴収に関する
出先機関	職	職 員												
広域振興局	局長及び県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長	税務部に勤務する職員												
広域振興局総合支局	局長及び地域支援部長	地域支援部税務室に勤務する職員												
広域振興局総合	所長	県税の賦課徴収に関する												

支局県民センタ 二		る業務を総括する職員 及び当該業務に従事す る職員
地方振興局	局長及び企画総 務部長（税務部 が置かれる地方 振興局を除く。）	税務部又は企画総務部 税務室に勤務する職員
岩手県東京事務 所	所長及び総務行 政部長	総務行政部に勤務する 職員のうち県税の賦課 徴収に関する業務を総 括する職員及び当該業 務に従事する職員

(徴税吏員に対する職務の指定)

第4条の3 前条の規定により徴税吏員に命ぜられたものとされた職員は、法の規定により国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定を準用する場合における同法第1条第1項の収税官吏の職務を行う徴税吏員として指定されたものとする。

(徴税吏員証票等の様式)

第7条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第4条	徴税吏員証	様式第3号又 は様式第4号
2 [略]	[略]	[略]

(納税の告知)

第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 更正又は決定に伴う不足税額又は不足金額及び当該不足税額又は不足金額に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 更正又は決定の通知書
- (2) 普通徴収の方法によって徴収する税及び当該税に係る延滞金 納税通知書（様式第8号）
- (3) 証紙徴収又は条例第104条の4の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 納税の告知書（様式第8号の2）

(個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収金の取扱い)

(徴税吏員証票等の様式)

第7条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 条例第4条	徴税吏員証	様式第3号
2 条例第4条	県税査察吏 員証	様式第4号
3 [略]	[略]	[略]

(納税の告知)

第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 更正又は決定に伴う不足税額又は不足金額及び過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 更正又は決定の通知書
- (2) 普通徴収の方法によって徴収する税 納税通知書（様式第8号）
- (3) 普通徴収の方法によって徴収する税及び更正又は決定に伴う不足税額又は不足金額に係る延滞金 納税通知書又は更正若しくは決定の通知書

(個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収金の取扱い)

第31条 法第48条第1項の規定によって徴収した個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る徴収金は、歳入歳出外現金等に繰り入れ、個人の県民税については当該徴収した月の末日において当該税の歳入科目に繰り入れ、個人の市町村民税については当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に払い込まなければならない。

(個人の県民税等に対する徴収及び滞納処分の状況通知書の様式)

第32条 法第48条第7項の規定による徴収及び滞納処分の状況の通知は、様式第65号及び様式第66号に準じた通知書によるものとする。

(法人事業税の更正、決定通知(納税の通知)書等の様式)

第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
5 条例第46条の2 又は条例第49条	法人 個人 の事業開始等 申告書	[略]

(地方消費税交付金の交付の通知)

第40条の2 知事は、法第72条の115第1項の規定により県内の市町村に対し地方消費税交付金を交付する場合は、地方消費税交付金交付通知書(様式第78号の2)により当該市町村長に通知するものとする。

第71条 [略]

(固定資産税に係る報償金の交付通知)

第72条 局長は、条例第117条の9第2項の規定によって報償金を交付する場合には、固定資産税報償金交付通

第31条 法第48条第1項の規定によって徴収した個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る徴収金(以下この条において「徴取引継ぎ徴収金」という。)は、歳入歳出外現金等に繰り入れ、個人の県民税については当該徴収した月の末日において当該税の歳入科目に繰り入れ、個人の市町村民税については当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に払い込まなければならない。

2 局長は、徴取引継ぎ徴収金に係る市町村への払込みに関し市町村長から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該徴収金の全額を当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に払い込むものとする。この場合において、当該徴収金のうち個人の県民税に係る徴収金の県への払込みは、法第42条第3項の定めるところによる。

3 局長は、前2項の規定により徴収金を市町村に払い込む場合は、当該徴収金に係る徴収の状況を市町村長に通知するものとする。

(個人の県民税等に対する徴収及び滞納処分の状況通知書の様式)

第32条 前条第3項又は法第48条第7項の規定による徴収の状況の通知は様式第65号に、同項の規定による滞納処分の状況の通知は様式第66号に準じた通知書によるものとする。

(法人事業税の更正、決定通知(納税の通知)書等の様式)

第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
5 条例第46条の2	法人の事業開始等 申告書	[略]
6 条例第49条	個人の事業開始等 申告書	様式第78 号の2

(地方消費税交付金の交付の通知)

第40条の2 知事は、法第72条の115第1項の規定により県内の市町村に対し地方消費税交付金を交付する場合は、地方消費税交付金交付通知書(様式第78号の3)により当該市町村長に通知するものとする。

第71条 [略]

知書（様式第135号）により当該納税者に通知しなければならない。

（大規模の償却資産と認められる償却資産の指定通知書等の様式）

第73条 [略]

第3章 目的税

第1節 自動車取得税

（自動車取得税の課税免除申請に係る書類等）

第73条の2 [略]

（事前届出等）

第83条 [略]

2 前項の規定による届出を行う者は、当該届出を行うときに、当該届出に係る情報に情報通信技術利用規則第2条第1号に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（同条第2号に規定する電子証明書をいう。）であって、情報通信技術利用規則第3条第4項各号のいずれかに該当するものを併せて送信するものとする。

3～5 [略]

様式第3号（第7条関係）

（表）

岩第号	[略]
-----	-----

（裏）

--

（大規模の償却資産と認められる償却資産の指定通知書等の様式）

第72条 [略]

第3章 目的税

第1節 自動車取得税

（自動車取得税の課税免除を受けることができる者）

第73条 条例第123条の7第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（条例第118条第2項に規定する自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（1）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車 当該自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る同法第12条の規定による登録をした者

（2）前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による自動車検査証の記載事項の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。以下この号において同じ。）をした者若しくは返納をした者又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更をした者若しくは返納をした者

（自動車取得税の課税免除申請に係る書類等）

第73条の2 [略]

（事前届出等）

第83条 [略]

2 前項の規定による届出を行う者は、当該届出を行うときに、当該届出に係る情報に情報通信技術利用規則第2条第1号に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（同条第2号に規定する電子証明書をいう。）であって、情報通信技術利用規則第3条第4項各号のいずれかに該当するものを併せて送信するものとする。ただし、別に定める方法により当該届出を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3～5 [略]

様式第3号（第7条関係）

（表）

[略]

（裏）

1 この証票を所持する者は、岩手県県税条例第2条第1号に規定する徴税吏

岩手県 吏員

氏 名

徴税吏員証

[略]

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]

徴税吏員証

岩手県徴税吏員

氏 名

[略]

員の身分を有する者である。

- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]

[略]

[略]

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

(表)

(裏)

(表)

(裏)

岩第 号

岩手県 吏員

氏 名

県税査察吏員証

[略]

1 この証票は、県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えを行う場合においては、必ず携帯しなければならない。

- 2 [略]
- 3 [略]

徴税吏員証

岩手県徴税吏員

氏 名

[略]

1 この証票を所持する者は、岩手県県税条例第2条第1号に規定する徴税吏員の身分を有する者であり、かつ、地方税法において準用する国税犯則取締法に規定する収税官吏の職務を行う徴税吏員として指定された者である。

2 この証票は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合、滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合又は県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押えを行う場合においては、必ず携帯しなければならない。

- 3 [略]
- 4 [略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号オ中「岩手県出納長」を「 」に、

納付指定日	年 月 日	一般会計	年度	自動車税	を
-------	-------	------	----	------	---

一般会計	年度	自動車税	登録番号	主管部名	に、
納付指定日	年 月 日				

登録番号	延滞金 納付コード	領収日付印
税 額 円	□ □ □ □ □ □	を
延滞金 円	支払期日	
合 計 円	□ □ □ □ □ □ ▲ ▲	
主管部名		
納税者 様		

延滞金 納付コード	税 額 円	指定金融機関取りま とめ店舗領収日付印
□ □ □ □ □ □	延滞金 円	に
支払期日	合 計 円	
□ □ □ □ □ □ ▲ ▲		
		領収日付印
		(広域振興局又は地方振興局保管)
納税者		

改める。
様式第5号カ中「岩手県出納長」を「」に、

納期限	年 月 日	一般会計	年度	個人事業税 ()	を
-----	-------------	------	----	--------------	---

一般会計	年度	個人事業税 ()	整理番号	主管部名	に、
納期限	年 月 日				

整理番号	延滞金	領収日付印
------	-----	-------

税 額 円	□ □ □
延滞金 円	支払期日 □ □ □ □ □ □
合 計 円	▲ ▲
主管部名	
納税者 様	

(広域振興局等保管)

を

延滞金 □ □ □ 支払期日 □ □ □ □ □ □ ▲ ▲	税 額 円	指定金融機関取りま とめ店舗領収日付印
	延滞金 円	
	合 計 円	
納税者		

領収日付印

(広域振興局又は地方振興局保管)

に

改める。

様式第8号イ中「岩手県出納長」を「」に、

納期限	年 月 日	一般会計	年度	個人事業税	期分
-----	-------	------	----	-------	----

を

一般会計	年度	個人事業税 ()	整理番号	主管部名
納期限	年 月 日			

に、

整理番号	延滞金 □ □ □
税 額 円	

領収日付印

領収日付印

延滞金 円	支払期日 □ □ □ □ □ □ ▲ ▲
合計 円	
主管部名	
納税者 様	

を

(広域振興局等保管)

延滞金 □ □ □ 支払期日 □ □ □ □ □ □ ▲ ▲	税 額 円	指定金融機関取りま とめ店舗領収日付印
	延滞金 円	
	合 計 円	
納税者		

領収日付印
に

(広域振興局又は地方振興局保管)

改める。

様式第8号才中「岩手県出納長」を「」に、

納期限	年 月 日	一般会計	年度	自動車税	を
-----	-------	------	----	------	---

一般会計	年度	自動車税	登録番号	主管部名	に、
納期限	年 月 日				

登録番号	延滞金 納付コード □ □ □ □ □ □ 支払期日
税 額 円	
延滞金 円	

領収日付印
を

合計 円	□ □ □ □ □ □ ▲ ▲
主管部名	
納税者 様	

--

(広域振興局等保管)

延滞金 □ □ □	納付コード □ □ □	税 額 円	指定金融機関取りま とめ店舗領収日付印
支払期日 □ □ □ □ □ □ ▲ ▲		延滞金 円	
		合 計 円	
納税者			

領収日付印

(広域振興局又は地方振興局保管)

改める。

様式第8号キ中「岩手県出納長」を「」に、

納期限	年 月 日	一般会計	年度	不動産取得税
-----	-------	------	----	--------

一般会計	年度	不動産取得税	整理番号	主管部名
納期限	年	月	日	

整理番号	延滞金 □ □ □ 支払期日 □ □ □ □ □ □ ▲ ▲
税 額 円	
延滞金 円	
合 計 円	
主管部名	

領収日付印

を

納税者	様
-----	---

(広域振興局等保管)

延滞金 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 支払期日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ▲ ▲	税 額	円	指定金融機関取りま とめ店舗領収日付印
	延滞金	円	
	合 計	円	
納税者			

領収日付印

(広域振興局又は地方振興局保管)

改める。

様式第8号ク中「岩手県出納長」を「」に、

納期限	年 月 日	一般会計	年度	鉾区税
-----	-------	------	----	-----

一般会計	年度	鉾区税	整理番号	主管部名
納期限	年	月 日		

整理番号	延滞金 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 支払期日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ▲ ▲	
税 額		円
延滞金		円
合 計		円
主管部名		
納税者		

領収日付印

(広域振興局等保管)

延滞金 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 支払期日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ▲ ▲	税 額	指定金融機関取りま とめ店舗領収日付印
	円	
	延滞金	
	円	
	合 計	
	円	
納税者		

領収日付印

(広域振興局又は地方振興局保管)

に

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2 (第10条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

振興局長 印

自動車税の不足税額に係る納税の告知書

年 月 日に、あなたの所有(使用)する岩手 市の自動車を登録した際、 年度分の自動車税を納付していただきましたが、その納付した税額について、下記のとおり不足がありました。

この不足税額について、地方税法の規定に基づく岩手県県税条例第13条の規定により納期を定めましたので、納期内に納めてください。

なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

記

納付すべき税額	納付済税額	差引不足税額	納 期
			年 月 日から 年 月 日まで

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
	2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理

	由があるとき。
備考	不足税額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時ににおける公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

(A4)

	改正前	改正後																																																																								
2	<p>様式第55号（第27条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県税査察吏員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県事務吏員</u> 氏</td> <td>名様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第56号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県税査察吏員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県事務吏員</u> 氏</td> <td>名[㊤]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第59号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県税査察吏員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県事務吏員</u> 氏</td> <td>名様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第60号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県税査察吏員</u></td> <td></td> </tr> </table>	[略]		所 属		<u>岩手県税査察吏員</u>		<u>岩手県事務吏員</u> 氏	名様	[略]		[略]		所 属		<u>岩手県税査察吏員</u>		<u>岩手県事務吏員</u> 氏	名 [㊤]	[略]		[略]		[略]		所 属		<u>岩手県税査察吏員</u>		<u>岩手県事務吏員</u> 氏	名様	[略]		[略]		[略]		所 属		<u>岩手県税査察吏員</u>		<p>様式第55号（第27条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県徴税吏員</u> 氏</td> <td>名様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第56号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県徴税吏員</u> 氏</td> <td>名[㊤]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第59号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>岩手県徴税吏員</u> 氏</td> <td>名様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第60号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		所 属		<u>岩手県徴税吏員</u> 氏	名様	[略]		[略]		所 属		<u>岩手県徴税吏員</u> 氏	名 [㊤]	[略]		[略]		[略]		所 属		<u>岩手県徴税吏員</u> 氏	名様	[略]		[略]		[略]		所 属	
[略]																																																																										
所 属																																																																										
<u>岩手県税査察吏員</u>																																																																										
<u>岩手県事務吏員</u> 氏	名様																																																																									
[略]																																																																										
[略]																																																																										
所 属																																																																										
<u>岩手県税査察吏員</u>																																																																										
<u>岩手県事務吏員</u> 氏	名 [㊤]																																																																									
[略]																																																																										
[略]																																																																										
[略]																																																																										
所 属																																																																										
<u>岩手県税査察吏員</u>																																																																										
<u>岩手県事務吏員</u> 氏	名様																																																																									
[略]																																																																										
[略]																																																																										
[略]																																																																										
所 属																																																																										
<u>岩手県税査察吏員</u>																																																																										
[略]																																																																										
所 属																																																																										
<u>岩手県徴税吏員</u> 氏	名様																																																																									
[略]																																																																										
[略]																																																																										
所 属																																																																										
<u>岩手県徴税吏員</u> 氏	名 [㊤]																																																																									
[略]																																																																										
[略]																																																																										
[略]																																																																										
所 属																																																																										
<u>岩手県徴税吏員</u> 氏	名様																																																																									
[略]																																																																										
[略]																																																																										
[略]																																																																										
所 属																																																																										

岩手県事務吏員 氏 名[㊟]

[略]

[略]

様式第61号 (第28条関係)

[略]

[略]

所 属
岩手県県税査察吏員
岩手県事務吏員 氏 名[㊟]

[略]

[略]

[略]

様式第62号 (第30条関係)

[略]

(裏)

備考1・2 [略]

3 徴収の引継ぎの際、まだ督促をしていないもの、既に徴収の猶予又は換価の猶予をしているもの等については、付表の摘要欄にその旨を記載してください。

様式第67号 (第33条関係)

[略]

[略]

備考 市町村が歳出還付した過誤納金、市町村が支出した還付加算金及び市町村が交付した報奨金の算出基礎の欄には、県及び市町村の合計額を記載し、徴収取扱費の交付を受ける時のあん分率によって算定するものであること。

[略]

様式第70号 (第35条、第40条関係)

[略]

事業年度又は 連結事業年度	[略]	資本金の額又は 出資金の額	[略]
		資本積立金額	
[略]			

[略]

様式第78号 (第40条関係)

[略]

岩手県徴税吏員 氏 名[㊟]

[略]

[略]

様式第61号 (第28条関係)

[略]

[略]

所 属
岩手県徴税吏員 氏 名[㊟]

[略]

[略]

[略]

様式第62号 (第30条関係)

[略]

(裏)

備考1・2 [略]

3 一定の期間終了後に行う徴収の引継ぎ時における付表には、県の徴税吏員が市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをする地方団体の徴収金に加え、県の徴税吏員が一定の期間終了後に滞納処分を続行する地方団体の徴収金についても、備考欄にその旨(記載例：「引き続き県が滞納処分を実施」等)を明示して記載してください。

様式第67号 (第33条関係)

[略]

[略]

備考 市町村が歳出還付した過誤納金、市町村が支出した還付加算金及び市町村が交付した報奨金の算出基礎の欄には、県及び市町村の合計額を記載し、地方税法施行令第5条の2に規定する平成19年度あん分率によって算定してください。

[略]

様式第70号 (第35条、第40条関係)

[略]

事業年度又は 連結事業年度	[略]	資本金の額又は 出資金の額	[略]
		資本金等の額	
[略]			

[略]

様式第78号 (第40条関係)

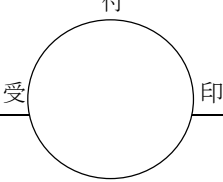
[略]

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">法人 個人 の事業開始等申告書</td> <td style="width: 30%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">様式第78号の2 (第40条の2関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	法人 個人 の事業開始等申告書	[略]	[略]		[略]		様式第78号の2 (第40条の2関係)		[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">法人の事業開始等申告書</td> <td style="width: 30%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">様式第78号の3 (第40条の2関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	法人の事業開始等申告書	[略]	[略]		[略]		様式第78号の3 (第40条の2関係)		[略]	
法人 個人 の事業開始等申告書	[略]																				
[略]																					
[略]																					
様式第78号の2 (第40条の2関係)																					
[略]																					
法人の事業開始等申告書	[略]																				
[略]																					
[略]																					
様式第78号の3 (第40条の2関係)																					
[略]																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

様式第78号の次に次の1様式を加える。

様式第78号の2 (第40条関係)

個人の事業開始等申告書

付  受 印	年 月 日	住 所 (ふりがな) 氏 名	郵便番号 電話番号 ()
振興局長 様		主たる事務所又は 事業所の所在地 (ふりがな) 屋 号	郵便番号 電話番号 ()
事業の開始等年月日	開 始 廃 止		
事業の種類			
他県の事務所 (事業所)	名 称	所在地	
関与税理士氏名	電話番号 ()		
摘要			

(A4)

	改正前	改正後
3	様式第81号 (第43条関係) [略] <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> [略] 備考1 [略] 2 <u>不動産取得の申告をする場合で、裏面の「課税にならない場合」の事例に該当するときは、摘要欄にその旨を記載し、その事実を証明するに足りる書類</u>	様式第81号 (第43条関係) [略] <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> [略] 備考1 [略] 2 裏面の「課税にならない場合」の事例に該当するときは、摘要欄にその旨を記載し、その事実を証明するに足りる書類を添付してください。

を添付してください。

3 課税標準等の特例の適用を受けたい旨の申告をする場合で、イ又はエに該当するときは、該当事項の適用を受けるに足る証明書類を添付してください。

[略]

様式第82号ア（第43条関係）

受付印		不動産（土地）の 価格等の通知書		伝票 コード	1	資料 番号	
[略]							
所在地	地目	地積	土地課税 台帳登録 価格	価格登 録年月 日	取得年 月日	取得原因	
[略]						売贈交持現 持分等によ る割合	
価格決定の参考と なるべき事項				資料番号			

備考 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記入してください。

[略]

様式第82号イ（第43条関係）

受付印		不動産（家屋）の 価格等の通知書		伝票 コード	2	資料 番号		
[略]								
所在地	家屋 番号	構造	用途	床面 積	家屋課税 台帳登録 価格	登録 年月 日	取得 年月 日	取得原因
[略]							売贈交持現 持分等によ る割合	
価格決定について参 考となるべき事項				資料番号				

備考 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記入してください。

[略]

様式第82号ア（第43条関係）

受付印		不動産（土地）の 価格等の通知書					
[略]							
所在地	地目	地積	土地課税 台帳登録 価格	登録年 月日	取得年 月日	持分等 による 割合	取得 原因
[略]						売 贈 交 持 現	
価格決定の参考となるべき事項						資料番号	

備考 所在地欄には、登記簿上の「所在」及び「地番」を記載してください。

[略]

様式第82号イ（第43条関係）

受付印		不動産（家屋）の 価格等の通知書							
[略]									
所在地	家屋 番号	構造	用途	床面 積	家屋課税 台帳登録 価格	登録 年月 日	取得 年月 日	持分等 による 割合	取得 原因
[略]							売 贈 交 持 現		
価格決定の参考となるべき事項						資料番号			

備考 所在地欄には、登記簿上の「所在」を記載してください。

[略]

様式第126号（第68条関係）

[略]

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録をする場合にあっては自動車税の申告をした日から15日以内に、納税通知書の交付を受けた場合で条例第103条の6第1項の規定により申請するときにあつてはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに、最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2・3 [略]

[略]

様式第126号の3（第68条、第73条の5関係）

[略]

（裏）

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録をする場合にあっては自動車税の申告をした日から15日以内に、納税通知書の交付を受けた場合にあってはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに、最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2 自動車取得税の免除を受けようとする者は、自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内に最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

[略]

様式第126号（第68条関係）

[略]

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提出先に提出してください。

区分		提出期限	提出先
新規登録の場合	条例第103条第1項第3号の規定により免除申請をするとき	税の申告の際	盛岡地方振興局税務部（税の申告の際に免除申請をする場合に
	条例第103条の6第1項の規定により免除申請をするとき	税の申告をした日から15日以内	あつては、税務部分室）
	納税通知書の交付を受けた場合で、条例第103条の6第1項の規定により免除申請をするとき	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税通知書を送付した広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局

2・3 [略]

[略]

様式第126号の3（第68条、第73条の5関係）

[略]

（裏）

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提出先に提出してください。

区分	提出期限	提出先
自動車税の免除を受けようとする者	納税通知書の交付を受けた場合	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）
	自動車の新規登録をする場合	自動車税の申告をした日から15日以内
自動車取得税の免除を受けようとする者	自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは	納税通知書を送付した広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局
		盛岡地方振興局税務部（税の申告の際に免除申請をする場合に
		あつては、税務部分室）

3 [略]

4 [略]

様式第126号の4（第68条、第73条の5関係）

[略]

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、自動車の新規登録をする場合にあっては自動車税の申告をした日から15日以内に、納税通知書の交付を受けた場合にあってはその納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）までに、最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

2 自動車取得税の免除を受けようとする者は、自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内に最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に提出してください。

3 [略]

(A4)

様式第134号 削除

様式第135号（第72条関係）

第 号

年 月 日

様

振興局長 氏 名 回

固定資産税報償金交付通知書

岩手県税条例第117条の9第2項の規定により、次のとおり固定資産税報償金を交付します。

記

届出の日又は自動車検査証に記載の日)から15日以内

2 [略]

3 [略]

様式第126号の4（第68条、第73条の5関係）

[略]

(A4)

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分		提出期限	提出先
自動車税の免除を受けようとする者	納税通知書の交付を受けた場合	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税通知書を送付した広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局
	自動車の新規登録をする場合	自動車税の申告をした日から15日以内	盛岡地方振興局税務部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、税務部分室）
自動車取得税の免除を受けようとする者		自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内	

2 [略]

様式第134号及び様式第135号 削除

年 度	
納期限前の納付税額	円
報償金交付月数	
報償金交付率	$\frac{1}{100}$
報 償 金 額	円
摘 要	

備考 摘要欄には、納期、納付年月日その他報償金の算定
 について必要な事項を記載してください。

(A4)

様式第136号 (第73条関係)

[略]

[略]

様式第137号 (第73条関係)

[略]

[略]

様式第138号 (第73条関係)

[略]

[略]

様式第136号 (第72条関係)

[略]

[略]

様式第137号 (第72条関係)

[略]

[略]

様式第138号 (第72条関係)

[略]

[略]

4 様式第150号 (第78条関係)

(表)

[略]

[略]						[略]
狩 猟 免 許	種 別	猟具の 種類	都道府県 知事名	交付年月日	狩猟免状 の番号	
免 許 に 係 る 登 録	網・わな	1 網	[略]			
	免許に係 る登録	2 わな				
	第一種銃 猟免許に 係る登録	[略]				
第二種銃 猟免許に 係る登録	[略]					
[略]						
税	登録の区分			狩猟税		
	1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の			ア		円

様式第150号 (第78条関係)

(表)

[略]

[略]						[略]
狩 猟 免 許	種 類	猟具の 種類	都道府県 知事名	交付年月日	狩猟免状 の番号	
免 許 に 係 る 登 録	<input type="checkbox"/> 網猟免許	1 網	[略]			
	に係る登録					
	<input type="checkbox"/> わな猟免 許に係る登 録	2 わな	知事	年 月 日	第 号	
<input type="checkbox"/> 第一種銃 猟免許に係 る登録	[略]					
<input type="checkbox"/> 第二種銃 猟免許に係 る登録	[略]					
[略]						
税	登録の区分			狩猟税		
	1 放鳥獣猟区及び第一種銃猟免許			ア		円

額	場所に係る狩猟者の登録	イ ウ
	2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録	ア イ ウ
	3 2の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録	ア イ ウ

[略]

(裏)

[略]

- 1 [略]
- 2 「狩猟免許」欄の種別及び猟具の種類並びに「狩猟場所」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 [略]
- 4 「税額」欄は、登録の区分及び次に掲げる区分に応じて該当するものを○で囲み、イに該当する場合は、区市町村長が発行する当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しない旨の証明書を添付してください。
ア 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者でイに該当するもの以外のもの
イ 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事しているものを除く。）以外のもの

額	放鳥獣猟区以外 場所に係る狩猟者 の登録	に係る登録 網猟免許又はわ な猟免許に係る 登録 第二種銃猟免許 に係る登録	イ ウ エ オ
	2 放鳥獣猟区のみ に係る狩猟者の登 録	第一種銃猟免許 に係る登録 網猟免許又はわ な猟免許に係る 登録 第二種銃猟免許 に係る登録	ア イ ウ エ オ
	3 2の登録を受け ている者が受ける 放鳥獣猟区及び放 鳥獣猟区以外の場 所に係る狩猟者の 登録	第一種銃猟免許 に係る登録 網猟免許又はわ な猟免許に係る 登録 第二種銃猟免許 に係る登録	ア イ ウ エ オ

[略]

(裏)

[略]

- 1 [略]
- 2 「狩猟免許」欄の種別は、該当する□にレ印を付し、同欄の猟具の種類及び「狩猟場所」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 [略]
- 4 「税額」欄は、登録の区分及び次に掲げる区分に応じて該当するものを○で囲み、イ又はエに該当する場合は、区市町村長が発行する当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しない旨の証明書を添付してください。
ア 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者でイに該当するもの以外のもの
イ 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事しているものを除く。）以外のもの
ウ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者でエに該当するもの以外のもの

エ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事しているものを除く。）以外のもの

立 [略]

5 [略]

オ [略]

5 [略]

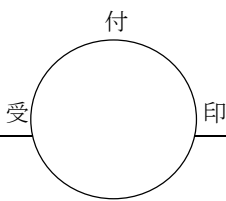
備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 岩手県県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第67号を次のように改める。

様式第67号（第33条関係）

個人の県民税徴収取扱費計算書



振興局長 様

第 号
年 月 日

市町村長 氏 名 印

岩手県県税条例第36条第2項の規定により、次のとおり報告します。

計 算 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
区 分		算出基礎	乗 率	金 額
納税義務者に 係る徴収取扱 費	7月末日又は11月末日の納税義務者の数 ①	人	1人につき 円 × $\frac{1}{3}$	円
	3月末日の納税義務者の数 ②	人	1人につき 円	円
	市町村が①に基づき既に交付 を受けた額の合計 ③			円
	今回分計（①又は②－③） ④			円
県に払い込んだ徴収金のうち市町村が還付し、又は 充当した過誤納金額 ⑤		円	あん分率	円
市町村が支出した還付加算金額 ⑥		円		円
県民税の納期前納付に対し市町村が交付した報奨金 ⑦		円		円
県民税から控除すべき配当割額等について市町村が 還付し、又は充当した金額 ⑧				円
合 計（④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧） ⑨				円
平成18年度以前の賦課決定に係る徴収取扱費（付表 1h） ⑩				円
交付に係る徴収取扱費総計（⑨＋⑩）				円
摘要				

- 備考1 ①から⑨までの項には、平成19年度以後の賦課決定に係る個人の県民税の徴収取扱費について、記載してください。
- 2 ①から③までの項は、8月末日又は12月末日までに報告する場合にあっては①の項を、4月末日までに報告する場合にあっては②及び③の項を記載してください。
- 3 過年度の賦課決定の取消し（減額により税額が0となる場合を含む。以下同じ。）を行った場合には、①又は②の項に実数から当該取消しに係る人数を減じた数を、摘要欄に過年度の賦課決定の取消しにより実数から減じた旨及び当該取消しに係る人数を記載してください。
- 4 ⑤から⑦までの項に係る算出基礎の欄には、県及び市町村の合計額を記載し、徴収取扱費の交付を受ける時のあん分率によって算定してください。
- 5 乗率による計算により1円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てることとし、また、その全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨ててください。

(A4)

(付表)

平成18年度以前の賦課決定分

区 分		算出基礎	乗 率	金 額	
県に払い込んだ金額	税 額	円	/	/	
	延滞金	円			
	加 算 金	過少申告			円
		不申告			円
		重			円
	小 計 a				円
	うち徴取引継により県が徴収した金額 b				円
算定対象払込額 (a-b) c		円	$\frac{7}{100}$	円	
県に払い込んだ徴収金のうち市町村が還付し、又は充当した過誤納金額 d		円	平成19年度あん分率	円	
市町村が支出した還付加算金額 e		円		円	
県民税の納期前納付に対し市町村が交付した報奨金 f		円		円	
県民税から控除すべき配当割額等について市町村が還付し、又は充当した金額 g		/	/	/	
合 計 (c+d+e+f) h		/	/	円	

- 備考1 この様式の付表には、平成18年度以前の賦課決定に係る個人の県民税の徴収取扱費について、記載してください。
- 2 dからfまでの項に係る算出基礎の欄には、県及び市町村の合計額を記載し、地方税法施行令第5条の2に規定する平成19年度あん分率によって算定してください。
- 3 乗率による計算により1円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てることとし、また、その全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨ててください。

(A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中表4の項の改正部分は同月16日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に徴税吏員又は県税査察吏員の発令を受けていた者は、この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則第4条の2又は第4条の3の規定により、徴税吏員を命ぜられていたもの又は地方税法（昭和

25 年法律第 226 号) の規定により国税犯則取締法 (明治 33 年法律第 67 号) の規定を準用する場合における同法第 1 条第 1 項の収税官吏の職務を行う徴税吏員として指定されていたものとみなす。

3 この規則による改正前の岩手県税条例施行規則様式第 3 号及び様式第 4 号は、施行日の前日に徴税吏員証又は県税査察吏員証の交付を受け、かつ、施行日に徴税吏員である職員については、施行日から起算して 1 年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

4 旧規則に規定する様式 (旧規則様式第 3 号及び様式第 4 号を除く。) による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。